

第 14 回 2025 柳川ブランド認定新規申請要領

1 柳川ブランド認定の目的

柳川市の農産物、水産物、地域性等を生かした製品の中から、安全安心が担保された製品を柳川ブランドとして認定し、魅力ある製品作りに取り組み、商品の魅力と市の知名度を向上させ、観光及び物産の振興、並びに農水産業等の生産者意欲を高め、もって地域経済の活性化に資することを目的としています。

2 申請条件

(1) 製品に関する事

- ①柳川市内の事業者が生産・加工・開発した「食品及び工芸品」
- ②販売実績があるもの
- ③必要数以上の無償サンプルが提供できること

(2) 生産者に関する事

- ①市内に主たる事業所を有する個人又は法人
- ②市税の滞納がない者
- ③暴力団または暴力団と関係を有する者でない者
- ④1つの認定品につき 10,000 円の登録料（3年間分）を納入できる者

(3) その他

関係法令※に適合するもの（※関係法令は 4 参照）

3 認定後の取り組み

- (1) 物産展、展示会等のへ出展案内、紹介
- (2) 柳川ブランド認定品支援事業補助金の利用
- (3) 「よかばんも～柳川」認定マークの使用
- (4) 認定品パンフレットへの掲載
- (5) 認定品ポスターへの掲載
- (6) ブランド推進協議会ホームページ (<https://yokavanmou.com>) への掲載
- (7) 構成団体（市、商工会、商工会議所、J A、漁連、観光協会）での P R
- (8) 「柳川よかもん館」での P R
- (9) 西鉄観光列車「水都」への展示
- (10) あきんど講座の案内
- (11) 認定事業者交流会
- (12) 柳川市ふるさと納税の謝礼品申請書類の軽減
- (13) 認定品取扱店のぼりの配布
- (14) その他柳川ブランド認定品の P R

4 関係法令審査

食品表示法および食品表示基準、健康増進法、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、食品安全基本法、計量法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、製造物責任法、容器包装リサイクル法、その他の関係法令

3 認定の流れ

令和 6 年 7 月 31 日まで 新規申請受付
令和 6 年 9 月まで 関係法令調査
令和 6 年 10 月 新規認定の決定
令和 7 年 1 月 1 日から 認定開始（3 年間）

※現段階のスケジュールであり、変更になることがあります。

6 申請書類

- (1) 柳川ブランド認定申請書兼確約書
- (2) ブランド認定申請調書及びブランド認定に係る誓約書
- (3) 製造（販売）許可証のコピー（※食品の場合）
※自社が製造所ではない場合は、製造所の製造許可証のコピー
- (4) P L 保険（生産物賠償責任保険）及びそれに準ずる保険契約書のコピー
- (5) 市税等に滞納が無い証明
- (6) 申請製品に関するパンフレット・リーフレットなど
- (7) 保健所が発行する食品衛生監視票又はこれらに類するもの（※食品の場合）

7 提出期限 令和 6 年 7 月 31 日（水）午後 5 時必着

8 提出先・問合せ先

柳川ブランド推進協議会事務局

（柳川市 商工・ブランド振興課 ブランド推進係）

担当：中島、横山、梅井

〒839-0293 柳川市大和町鷹ノ尾 120

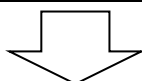
電話 0944-77-8722 FAX 0944-76-1170

電子メール yokavanmou-0930@city.yanagawa.lg.jp

<<ブランド認定の申請に必要な書類等のチェックシート>>

1 申請の条件

項 目	チェック
商品は、柳川市内の事業者が生産・加工・開発した「食品及び工芸品」ですか。	<input type="checkbox"/>
商品は、販売実績がありますか。	<input type="checkbox"/>
撮影等に係るサンプル品の無償提供が行えますか。	<input type="checkbox"/>
市内に主たる事業所を有する個人又は法人ですか。	<input type="checkbox"/>
市税の滞納がないですか。	<input type="checkbox"/>
暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者でない者ですか。	<input type="checkbox"/>
一つの認定品につき、3年間で10,000円の登録料を納入できますか。	<input type="checkbox"/>
魅力ある産品作りに取り組み、商品の魅力と市の知名度向上に努めますか。	<input type="checkbox"/>
食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法、加工食品品質表示基準、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、製造物責任法、容器包装リサイクル法、その他の関係法令に適合していますか。	<input type="checkbox"/>



チェックが付いたら次へ

2 提出書類

項 目	チェック
柳川ブランド認定申請書兼確約書 ・内容に記入漏れや押印漏れはありませんか。 ・認定を希望する商品と内容物が全く同じで規格、内容量が違う商品（シリーズ商品）については、「9. 認定品の拡大」欄を記入して下さい。複数ある場合、各自そのページをコピーして、商品ごとにご記入下さい。	<input type="checkbox"/>
ブランド認定申請調書及びブランド認定に係る誓約書 ・記入漏れや押印漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>
製造（販売）許可証のコピー（※食品の場合）	<input type="checkbox"/>
PL保険（生産物賠償責任保険）またはそれに準ずる契約書のコピー	<input type="checkbox"/>
市税等に滞納が無い証明	<input type="checkbox"/>
保健所が発行する食品衛生監視票又はこれらに類するもの（※食品の場合）	<input type="checkbox"/>

<これ以降は、無ければ提出しなくても結構です>

申請商品に関するパンフレット・リーフレットなど	<input type="checkbox"/>
-------------------------	--------------------------

全て（下1つを除く）の項目でチェックがつけば、申請準備の完了です。

なお、登録料の1万円は認定後に改めて請求いたします。